

令和2年度2月第11回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 令和3年2月25日(木)午前9時30分
- 閉会日時 令和3年2月25日(木)午前10時55分
- 開会場所 美浦村中央公民館2階 学習室
- 出席委員等
  - 教育長 富永 保
  - 教育長職務代理者 山崎 満男
  - 委員 小峯 健治
  - 委員 浅野 千晶
  - 委員 石橋 慎也
- 出席事務局職員
  - 教育次長 木鉛 昌夫
  - 学校教育課長 小山 久登
  - 指導室長 森永 佐由美
  - 子育て支援課長 福田 浩子
  - 生涯学習課長 吉原 克彦
  - 美浦幼稚園長 坂本 千寿子
  - 大谷保育所長 保科 八千代
  - 木原保育所長 永井 弘子
- 欠席委員 なし
- 傍聴人 なし
- 提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
1月定例教育委員会 書面会議意見書への回答について		
議案第1号	美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	可決
議案第2号	美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程	可決
報告第1号	令和2年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について	—
報告第2号	統合小学校建設委員会について	—
報告第3号	「美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の令和3年第1回美浦村議会定例会への提出について	—
報告第4号	令和2年度美浦村一般会計補正予算について	—

○教育長

ただいまより、令和2年度第11回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、全員出席をいただいております。教育委員会会議規則第17条第1項により、議事録署名委員を指名いたします。浅野教育委員お願いいたします。

【1月定例教育委員会 書面会議意見書への回答について】  
令和2年度1月第10回定例教育委員会議事録に記載のため省略

【議案第1号 美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則】  
【学校教育課長 説明】  
【質疑なし】

【議案第2号 美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程】  
【学校教育課長 説明】  
【質疑なし】

【報告第1号 令和2年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について】  
【学校教育課長 説明】  
【質疑なし】

【報告第2号 統合小学校建設委員会について】  
【学校教育課長 説明】  
【質疑】

○小峯委員

この質問の中にもあるように、今の段階で設計者から、規模、どのぐらいの用地が必要か、現存の用地で十分か、あるいは買い足さなければいけないかっていうあたりの見込みが立っているように聞いてたんですが、この質問に対して抽象的な表現になっているんですが、今後の見通しとしては、この辺の用地買収という必要性が出てくるかと思うんですけど、その辺の見込みってというのは今の段階でありますか。

○学校教育課長

今現在の見込みですが、基本的に校舎自体は、美浦中学校の敷地内に収まる見込みとなっております。しかしながら、小学校、中学校が同じ敷地に入るとなりますと、職員あるいは来客の方というように、駐車場の数を基本的に確保しなければいけないので、そこは確実に現在の敷地外に求めていく必要があるだろうと考えております。またそれ以外は、最終的な設計が出来た段階で、どのような形で用地の拡張をする必要があるかどうかはわかりません。

【報告第3号 「美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の令和3年第1回美浦村議会定例会への提出について】

【子育て支援課長 説明】  
【質疑なし】

【報告第4号 令和2年度美浦村一般会計補正予算について】

**【各所属長説明】**

**【質疑】**

○山崎職務代理者

保育所の人が少ないということで、その対策として何も書いてないようですけども、次年度につながるような対策をどのようにしていくかということ。今いる現状の人にずいぶん負担がかかっているんですよ。負担がかかっているのに、先生らは一生懸命やってくれるんですよ。そのためにも、やはり人数の確保的をどのようにしていくかということ、みんなで考えていく流れかと思いますが、どこで話し合ったらいいんでしょうね。

○教育次長

結論からいいますと、正職員で高額な給料を払わないと正直行って来てくれません。会計年度任用職員はフルタイムでも、正職員のように定期昇給があるわけではございませんので、そうしますと他のほうが賃金が高いです。また場所によっては、家賃を補助します、これだけの高給を出すから来てくださいというように保育士の取り合いになっていますので、美浦村の通勤しづらい場所、まして賃金がさほどよくないという悪条件の中で、保育所の先生は短大、大学に声をかけたり、自分の知り合いの方で、現在休職をされてる保育士さんに声をかけたりと頑張ってくれています。ただ、それでも見つからないというのが現状です。また、子育て支援課長の予算の説明の中でもございましたが、村の方針で、支援センターの人間を1人削減するという形でありその方は保育士の資格を持っておりましたので、総務と調整し保育所に採用となっております。先ほど山崎委員のおっしゃったどこで検討したらいいんでしょうかねというのは、今、申し上げましたように職員の採用ですので、私からも、総務の人事とかけあいまして、できるだけ好条件で保育士の先生を迎え入れてほしいというお願いをしております。

○山崎職務代理者

今の回答の中に答えがあると思うんですよ。それだけの好条件をそろえないと来てくれないということもあると思うんですね。ですから今から保育士になる人、資格を持ってる人、そしてなってくる人に対しての好条件をどこまで示せるか。村当局に問われてるんじゃないかなと思うんですね。もちろん、今までやってくれた人を大事にする。これは当然のことです。それプラス、新たな人を求める場合にはどうしたらいいかというところをきちんと押さえていかないと、他のところに負けてとられてしまうというのは、首をかしげたんですが、その点において、今、努力をしているということがありましたので、より以上の努力を庁内においても、好条件が出せるような形で、今の職員にしても、れなりの、きちんとした見返りのものを示していく、そういう状況が大事だと思います。

**【その他1 村内小中学校のコロナウイルス感染症に関する報告】**

**【指導室長 説明】**

**【教育次長 説明】**

**【質疑】**

○山崎職務代理者

該当者がいた場合の、今度のPCR検査の許容範囲のガイドラインの範囲的なもの、

をこれから考えていく必要があると思うんですが、それぞれの学校で起きた場合の子どもの範囲的と、それに関わる人、先生方もいるし、村の当局というか、ボランティアの方もいるので、ガイドライン的なものを押さえておく必要があるのかなと思って。保健所からの資料があると思うんですが、それに対して今度は村独自で、ここまでという、そういうようなことを考えておく必要があると思うのですが。

#### ○教育次長

山崎委員のご質問でございますが、誠にそのとおりでございます。それで教育長の指示のもとですね、先ほど説明もなく言ったんですが、教育委員会の中で、部長、課長で委員会会議というものをまず設けまして、協議するというマニュアルをつくってございます。それと保健所の指導は、マスクをしていた場合には、濃厚接触者という特定は、一切、保健所はいたしません。そこで校長、園長が、保健所と協議をすることになるんですが、そこで委員会の中の会議で、先ほど山崎委員がおっしゃったような、ボランティアの方や先生、同じクラス、できれば同じ学年を村から要望をしております。その条件が、保健所に検査キットを取りに行き、自分たちで回収し、保健所に持ってくるのであれば、キットをお渡ししますというものですので、学校教育課でも3度ほど行い、それから該当する学校、幼稚園、そこでキットの配布、回収、それから保健所に届けるという作業をしておりますので、ある程度マニュアルは作成しており、できる限り多くの方に検査を受けていただくという方針で行っております。

#### ○山崎職務代理者

それに対してそれぞれの部署に対する共通理解を図って、徹底を図るというような形でやってもらえればいいと思います。よろしく申し上げます。

#### 【その他2 コロナウイルス関連について各所属長より報告】

##### 【生涯学習課長 説明】

##### 【質疑】

#### ○石橋委員

イメージの問題だと思うんですけど、近隣の友人からもそうですし、仕事で出かけたりとかっていうときに、いろんな方から話されるのが、今、うわさの美浦村ねっていうイメージがついちゃっているような感じなんですね。いわゆるコロナのクラスターが発生してる内容のことだと思うんです。そのイメージの問題なのかもしれないんですけど、この施設について、今ニュースでも取上げられているリバウンド、再拡大ですよ、感染の再拡大したときに、先ほどのイメージなんですけれど、県とか国から要請があつてから、また利用停止にするしかないと思うんです、再拡大した場合。そのときに県・国から要請があつてから動くのか、その話が出た時点でも、美浦村として先に利用停止として動くのか、どっちなのかなとちょっと気になって質問させていただいたんですが。

#### ○教育次長

石橋委員のご質問でございますが、当然ながら、国・県のそういう発表は、参考にはいたします。ただ、今言われましたように、美浦村、茨城県の地図でいいますと、まだ赤く染まっております。感染拡大地域になっていると。人口1万人当たりの感染者数が2.5人を超えていると。それから、イメージとしましては、施設でクラスターが発生し

たこと、そして、まだステージ4の段階です。ですので、今、吉原課長が説明しましたように、本来ですと、23日に制限が解除されておりますので、24日からよその市町村ですと施設の貸出しが始まると思います。ただ村で対策本部会議と村長、教育長交えまして、本部会議で1週間、美浦村は遅らせましょうということで、3月1日からの施設貸出しと。ですから、国・県のそういう発表を見ながらも、もしかしたら宣言よりも早く貸出しをやめるかもしれないということはありません。実態に合わせて考えて判断していきたいと考えております。